

中間決算に係る説明書類

事業年度 自 平成 22 年 4 月 1 日
(第 3 期中) 至 平成 22 年 9 月 30 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【業績等の概要】	4
2【対処すべき課題】	12
3【事業等のリスク】	21
4【経営上の重要な契約等】	23
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】	23
第3【設備の状況】	23
1【主要な設備の状況】	23
2【設備の新設、除却等の計画】	23
第4【機構の状況】	24
1【出資金等の状況】	24
2【役員の状況】	24
第5【経理の状況】	25
【中間財務諸表等】	26
(1)【中間財務諸表】	26
①【中間貸借対照表】	26
②【中間損益計算書】	27
③【中間純資産変動計算書】	28
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	30
(2)【主な資産及び負債の内容】	62
(3)【その他】	62
第6【機構の参考情報】	62
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	中間決算に係る説明書類（平成 22 年度中間期）
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【中間事業年度】	第 3 期中（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 9 月 30 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構 （旧法人名 地方公営企業等金融機構）
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities （旧英訳名 Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）
【代表者の役職氏名】	理事長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 井 上 宜 也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 井 上 宜 也
【縦覧に供する場所】	主たる事務所のほかに該当ありません

（注）当機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始いたしました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 条）第 5 条の規定による機構法の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第2期中 平成21年9月	第3期中 平成22年9月	第1期 平成21年3月	第2期 平成22年3月
経常収益 (百万円)	280,672	272,004	291,330	558,528
経常利益 (百万円)	128,382	126,157	130,697	250,170
当期純利益 (百万円)	6,394	7,783	20,425	8,866
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	58,318	75,037	53,087	60,613
総資産額 (百万円)	23,284,034	23,442,512	23,369,616	23,184,998
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	286,017	297,528	15,388	△5,520
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△293,651	△305,560	472,635	△109,338
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△310,332	8,532
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	247,956	141,232	255,591	149,264
職員数 (人)	79	81	79	81

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 当機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

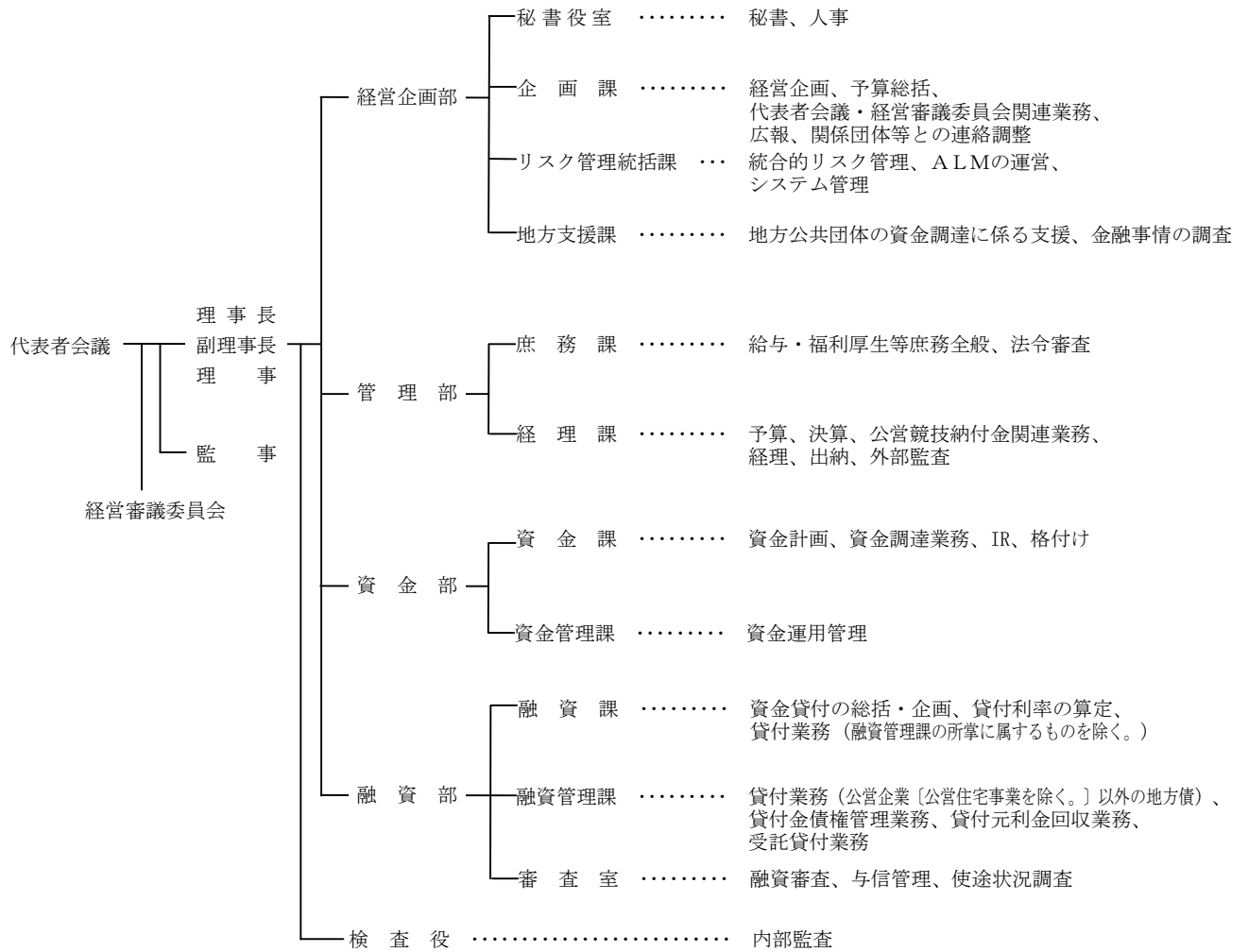
なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 22 年 9 月 30 日現在)



3【従業員の状況】

平成 22 年 9 月現在における当機構の職員数は、81 人となっております。なお、職員の給与の支給基準については、一般職の国家公務員の給与に準ずることとしております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,720億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,718億円であります。また、経常費用は1,458億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,412億円であります。

この結果、経常利益は1,261億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額71億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,255億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は77億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が37億円、管理勘定が40億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆4,425億円、負債の部につきましては債券等の23兆3,674億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等750億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,975億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは3,055億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1,412億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

なお、平成22年度から3年間で、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ借換債を発行できることとされました。

その結果、平成22年度の地方債計画は、総額15兆8,976億円規模とされ、そのうち一般会計債は5兆1,951億円、公営企業債は2兆4,756億円、公営企業借換債は300億円、臨時財政対策債は7兆7,069億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、公営企業借換債及び臨時財政対策債について、2兆1,590億円が計上されました。

(貸付計画)

平成22年度の貸付計画は、1兆9,331億円(当年度分9,025億円、過年度分1兆306億円)といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、4,948件、6,952億54百万円(当年度分3億53百万円、過年度分6,949億1百万円)の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区(指定都市を除く。)に対するものが最も多く、58.8%を占めております。

同意・許可前貸付については、1件、19億56百万円の貸付けを行いました。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、27億5百万円の貸付けを行いました。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成22年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金193,062件、7,361億18百万円、利息229,564件、2,720億27百万円を収納したほか、繰上償還として元金115件、42億75百万円及びこれに伴う利息112件、4百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

同意前貸付及び許可前貸付については、利息1件、1百万円を収納した。

平成22年9月末における公社貸付を含む長期貸付残高は229,287件、21兆9,850億88百万円、同意前貸付及び許可前貸付残高は1件、19億56百万円で、その事業別長期貸付残高は9ページの表のとおりであります。

また、平成22年9月末における受託貸付残高は26,146件、3,545億7百万円であります。

平成 22 年度地方債計画資金区分

(単位：億円)

項 目	平成 22 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 一般公共事業	14,985	7,049		7,936
2 公営住宅建設事業	1,283	551	207	525
3 災害復旧事業	321	321		
4 教育・福祉施設等整備事業	5,062	2,518	142	2,402
(1) 学校教育施設等	1,622	850		772
(2) 社会福祉施設	249		142	107
(3) 一般廃棄物処理	1,054	886		168
(4) 一般補助施設等	1,537	782		755
(5) 施設（一般財源化分）	600			600
5 一般単独事業	23,251		4,632	18,619
(1) 一般	4,791		236	4,555
(2) 地域活性化	600		143	457
(3) 防災対策	1,039		248	791
(4) 地方道路等	8,621		2,049	6,572
(5) 旧合併特例	8,200		1,956	6,244
6 辺地及び過疎対策事業	3,133	2,803		330
(1) 辺地対策	433	433		
(2) 過疎対策	2,700	2,370		330
7 公共用地先行取得等事業	516			516
8 行政改革推進	3,200			3,200
9 調 整	200			200
計	51,951	13,242	4,981	33,728
二 公営企業債				
1 水道事業	3,535	1,719	1,455	361
2 工業用水道事業	233		143	90
3 交通事業	2,698	642	971	1,085
4 電気事業・ガス事業	61		61	
5 港湾整備事業	515	183	43	289
6 病院事業・介護サービス事業	2,779	1,027	829	923
7 市場事業・と畜場事業	934		302	632
8 地域開発事業	1,459			1,459
9 下水道事業	12,500	4,226	4,240	4,034
10 観光その他事業	42		5	37
計	24,756	7,797	8,049	8,910
合 計	76,707	21,039	13,030	42,638
三公営企業借換債	300		300	
四 臨時財政対策債	77,069	22,351	8,260	46,458
五 退職手当債	4,900			4,900
総 計	158,976	43,390	21,590	93,996

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
一般会計債					
公営住宅事業	19,300	0	14,172	14,172	2.0
社会福祉施設整備事業	100	0	0	0	0.0
一般事業	10,100	0	5,116	5,116	0.7
地域活性化事業	15,600	0	7,983	7,983	1.2
防災対策事業	22,400	0	14,581	14,581	2.1
合併特例事業	174,300	0	146,158	146,158	21.0
地方道路等整備事業	152,800	0	102,897	102,897	14.8
一般会計債分 計	394,600	0	290,906	290,906	41.8
臨時財政対策債	788,700	353	196,398	196,750	28.3
一般会計債等分 計	1,183,300	353	487,304	487,657	70.1
公営企業債					
水道事業（上水道）	117,600	0	6,373	6,373	0.9
（簡易水道）	14,100	0	8,603	8,603	1.3
交通事業（一般交通）	6,200	0	0	0	0.0
（都市高速鉄道）	69,700	0	2,515	2,515	0.4
病院事業	66,700	0	2,471	2,471	0.4
下水道事業	411,200	0	182,022	182,022	26.2
工業用水道事業	12,400	0	201	201	0.0
電気事業（水力発電を除く）	1,300	0	77	77	0.0
（水力発電）	300	0	6	6	0.0
ガス事業	1,500	0	0	0	0.0
介護サービス事業	200	0	50	50	0.0
市場事業	12,500	0	690	690	0.1
と畜場事業	900	0	151	151	0.0
駐車場事業	100	0	780	780	0.1
小 計	714,700	0	203,937	203,937	29.4
港湾整備事業	4,300	0	3,370	3,370	0.5
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	800	0	290	290	0.0
小 計	5,100	0	3,660	3,660	0.5
公営企業債分 計	719,800	0	207,597	207,597	29.9
公営企業借換債	30,000	0	0	0	0.0
合 計	1,933,100	353	694,901	695,254	100.0

(注1) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

(注2) 過年度分の一般事業、地方道路等整備事業はそれぞれ、臨時河川等及び臨時高等学校、臨時地方道整備事業に係る貸付けを含みます。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位:百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	173,294	24.9
政令指定都市	39,997	5.7
市及び特別区	408,572	58.8
町村	70,668	10.2
企業団・組合等	2,723	0.4
計	695,254	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	192,512	727,416	228,995	270,167
公社貸付	550	8,702	569	1,860
計	193,062	736,118	229,564	272,027
長期貸付繰上償還				
一般貸付	102	2,829	99	3
公社貸付	13	1,445	13	0
計	115	4,275	112	4
同意(許可)前貸付償還	-	-	1	1
短期貸付償還	-	-	-	-
計	193,177	740,393	229,677	272,031

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公営住宅建設事業	598,940	2.7	と畜場事業	6,290	0.0
一般事業	11,802	0.1	駐車場事業	86,601	0.4
臨時河川等整備事業	223,990	1.0	港湾整備事業	104,064	0.5
臨時高等学校整備事業	81,127	0.4	観光施設事業	7,448	0.0
地方道路等整備事業	100,062	0.5	産業廃棄物処理事業	10,212	0.0
臨時地方道整備事業	4,115,189	18.7	地域開発事業	48,797	0.2
地域活性化事業	8,045	0.0	臨時財政対策債	645,470	2.9
防災対策事業	14,655	0.1	一般貸付計	21,836,320	99.3
合併特例事業	157,194	0.7			
水道事業	4,131,137	18.8			
一般交通事業	21,249	0.1	道路公社	148,769	0.7
都市高速鉄道事業	1,396,386	6.4	公社貸付計	148,769	0.7
病院事業	548,663	2.5			
下水道事業	9,055,311	41.2			
工業用水道事業	250,809	1.1	合計	21,985,088	100.0
電気事業	63,097	0.3			
ガス事業	39,532	0.2			
介護事業	24,445	0.1			
市場事業	85,806	0.4			

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	253	123,425	5,113	790,528	7,850	221,569	337	27,197			13,553	1,162,720
青森	224	52,173	1,862	231,090	1,342	43,382	111	14,562	3	39	3,542	341,247
岩手	235	76,970	2,584	248,361	777	31,072	72	4,150			3,668	360,553
宮城	354	127,210	4,039	373,610	2,337	63,551	93	11,485	19	2,738	6,842	578,594
秋田	232	43,586	4,511	208,530	1,196	18,091	6	74			5,945	270,281
山形	286	75,855	2,641	203,759	1,917	40,219	116	2,647	10	152	4,970	322,632
福島	309	54,933	3,492	275,395	2,957	66,607	184	24,734	3	353	6,945	422,024
茨城	474	123,707	5,921	323,326	1,245	34,756	199	20,028	4	986	7,843	502,803
栃木	182	53,850	3,113	226,982	898	26,201	3	3,711	19	1,390	4,215	312,134
群馬	296	76,666	3,572	198,840	1,724	38,965	40	7,135			5,632	321,605
埼玉	229	231,042	5,241	470,799	1,547	39,374	228	19,998	16	2,412	7,261	763,626
千葉	446	156,401	4,210	455,106	764	19,635	402	57,282	15	3,418	5,837	691,843
東京	150	227,972	1,722	207,784	217	6,141	18	15,416			2,107	457,313
神奈川	244	160,751	2,486	946,559	840	26,574	78	134,445	5	1,549	3,653	1,269,877
新潟	262	57,509	8,217	492,348	840	20,291	139	15,256			9,458	585,403
富山	302	61,317	3,469	226,946	444	23,742	119	12,033	23	1,311	4,357	325,350
石川	195	40,768	2,579	234,886	1,211	51,426	11	1,559	10	1,127	4,006	329,766
福井	288	68,760	1,995	113,034	938	19,883	80	5,101	2	14	3,303	206,792
山梨	152	58,822	3,108	125,005	1,081	18,813	144	6,773	2	412	4,487	209,825
長野	238	65,376	4,299	343,313	3,007	86,776	178	12,382	27	3,047	7,749	510,894
岐阜	178	70,078	4,235	247,761	1,151	34,999	1	28	7	582	5,572	353,449
静岡	373	103,762	4,576	405,949	539	17,624	81	12,946	23	1,925	5,592	542,205
愛知	331	209,335	4,902	785,579	1,032	27,702	136	9,149	58	46,720	6,459	1,078,484
三重	432	90,458	3,715	247,436	975	26,942	28	3,312	6	95	5,156	368,242
滋賀	228	62,931	3,972	234,293	515	12,776	74	4,328	10	1,025	4,799	315,353
京都	221	61,323	3,114	461,990	903	24,516	5	3,468	17	2,125	4,260	553,422
大阪	381	188,283	4,637	1,328,526	718	21,563	35	1,555	75	22,551	5,846	1,562,477
兵庫	332	198,817	6,892	846,689	1,618	72,242	489	83,487	82	16,787	9,413	1,218,022
奈良	263	112,852	2,152	126,041	1,610	41,081	2	241	7	3,951	4,034	284,167
和歌山	127	26,857	1,341	134,974	991	38,846	14	2,066			2,473	202,742
鳥取	193	32,229	1,306	96,047	1,819	48,329	24	992			3,342	177,597
島根	221	81,432	2,168	189,671	495	21,390	41	2,220			2,925	294,712
岡山	338	142,825	4,602	406,556	1,243	34,224	109	29,660			6,292	613,266
広島	407	121,226	4,233	569,431	889	29,491	2	970	17	10,187	5,548	731,305
山口	460	86,339	4,188	207,563	502	12,512	146	12,188	4	516	5,300	319,118
徳島	218	51,057	1,185	86,759	707	22,461	3	179			2,113	160,455
香川	252	40,268	2,078	101,031	774	18,237	6	419			3,110	159,954
愛媛	150	26,494	2,259	193,556	551	17,312	13	800			2,973	238,163
高知	150	29,708	1,267	122,327	544	14,936	4	12,568	7	279	1,972	179,818
福岡	133	80,969	4,094	860,698	1,568	72,376	265	24,722	34	20,016	6,094	1,058,781
佐賀	38	17,187	1,446	127,193	530	24,688	112	13,637	2	85	2,128	182,791
長崎	157	32,262	2,515	221,855	541	16,420	19	1,836	15	1,683	3,247	274,056
熊本	199	46,045	2,816	236,917	1,382	39,258	31	2,701	11	314	4,439	325,234
大分	134	40,597	2,120	146,434	136	3,823					2,390	190,854
宮崎	198	43,628	2,015	163,533	691	20,699	3	179			2,907	228,039
鹿児島	174	79,679	2,315	173,430	740	16,960	4	1,073	7	979	3,240	272,121
沖縄	234	66,254	1,269	73,198	752	13,652	35	1,877			2,290	154,982
合計	11,873	4,079,989	155,586	15,491,635	57,048	1,642,128	4,240	622,568	540	148,769	229,287	21,985,088

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(114件、32,786百万円)を含みます。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は5,055億円（額面）であり、その内訳は10年債1,850億円、20年債1,000億円、FLIP1,705億円、その他債（5年債）500億円となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行額は10年債1,500億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債3,500億円（額面）を発行しました。

この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の当中間事業年度末発行残高は18兆6,818億円（額面）となっております。

なお、機構債券の発行条件は、以下のとおりであります。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、所定の証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債）

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第11回	10年	350	1.465	100.00	22.4.22	32.4.28
第12回	10年	300	1.380	100.00	22.5.25	32.5.28
第13回	10年	300	1.278	100.00	22.6.17	32.6.26
第14回	10年	300	1.174	100.00	22.7.22	32.7.28
第15回	10年	300	1.093	100.00	22.8.19	32.8.28
第16回	10年	300	1.164	100.00	22.9.21	32.9.28
第7回	20年	300	2.202	100.00	22.4.22	42.4.26
第8回	20年	300	2.043	100.00	22.6.17	42.6.28
第9回	20年	200	1.927	100.00	22.7.22	42.7.26
第10回	20年	200	1.752	100.00	22.8.19	42.8.28
F21回	4年	200	0.435	100.00	22.4.28	26.4.18
F22回	8年	60	1.050	100.00	22.5.10	30.5.10
F23回	8年	90	1.075	100.00	22.5.12	30.5.29
F24回	13年	30	1.681	100.00	22.5.12	35.3.17
F25回	9年	70	1.255	100.00	22.5.13	31.8.20
F26回	7年	50	0.855	100.00	22.5.19	29.5.26
F27回	9年	250	1.235	100.00	22.5.27	31.6.20
F28回	17年	35	1.753	100.00	22.7.29	39.7.28
F29回	12年	30	1.347	100.00	22.7.29	34.8.23
F30回	6年	250	0.504	100.00	22.7.29	28.7.28
F31回	9年	250	1.022	100.00	22.7.29	31.9.27
F32回	4年	30	0.268	100.00	22.7.29	26.7.25
F33回	7年	30	0.620	100.00	22.7.29	29.7.28
F34回	8年	30	0.785	100.00	22.7.29	30.7.27
F35回	9年	30	0.962	100.00	22.7.29	31.7.26
F36回	9年	100	0.986	100.00	22.7.29	31.8.6
F37回	15年	30	1.597	100.00	22.7.29	37.8.5
F38回	7年	50	0.567	100.00	22.8.2	29.3.22
F39回	8年	50	0.808	100.00	22.8.2	30.8.28
F40回	3年	40	0.185	100.00	22.8.2	25.7.26
第1回	5年	200	0.525	100.00	22.5.25	27.5.28
第2回	5年	300	0.423	100.00	22.9.21	27.9.28

償還方法：満期一括償還

(縁故債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第7回	10年	600	1.48	100.00	22.4.27	32.4.27
A号第8回	10年	600	1.42	100.00	22.5.24	32.5.22
A号第9回	10年	300	1.20	100.00	22.7.28	32.7.28

償還方法：満期一括償還

(政府保証債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第11回	10年	600	1.4	99.75	22.4.19	32.4.17
第12回	10年	600	1.3	99.45	22.5.24	32.5.22
第13回	10年	600	1.3	100.00	22.6.14	32.6.12
第14回	10年	600	1.1	99.45	22.7.20	32.7.17
第15回	10年	600	1.0	99.30	22.8.16	32.8.14
第16回	10年	500	1.0	99.30	22.9.14	32.9.14

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成 22 年度経営計画並びに平成 22 年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 22 年度経営計画

I 平成 22 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成 22 年度貸付計画の概要

平成 22 年度地方債計画における機構資金の計上額（21,590 億円）等を踏まえ、19,331 億円を計上。（対前年度比 5,176 億円、36.6%の増。）（詳細は別表のとおり。）

3. 貸付条件

上記の貸付計画を踏まえ、貸付利率、償還年限等の貸付条件を適切に設定し貸付けを行う。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施するものとする。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成 22 年度においては、1,000 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 300 億円）を実施する。

平成22年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成22年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成21年度 貸付計画額 当初〕
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	207	2	191	193	184	258
	社会福祉施設整備事業	142	1	—	1	127	—
	一般事業	236	2	99	101	210	134
	地域活性化事業	143	1	155	156	128	2
	防災対策事業	248	2	222	224	221	3
	合併特例事業	1,956	18	1,725	1,743	1,743	23
	地方道路等整備事業	2,049	19	1,509	1,528	1,825	2,378
計		4,981	45	3,901	3,946	4,438	2,798
臨時財政対策債		8,260	5,782	2,105	7,887	2,478	3,000
(一般会計債等分計)		13,241	5,827	6,006	11,833	6,916	5,798
公営企業債	水道事業(上水道)	1,300	468	708	1,176	702	1,461
	(簡易水道)	155	56	85	141	83	174
	交通事業(一般交通)	80	29	33	62	43	58
	(都市高速鉄道)	891	321	376	697	481	781
	病院事業	827	298	369	667	446	718
	下水道事業	4,240	1,524	2,588	4,112	2,292	4,893
	工業用水道事業	143	52	72	124	77	140
	電気事業(水力発電を除く)	27	10	3	13	14	7
	(水力発電)	4	2	1	3	2	1
	ガス事業	30	11	4	15	16	7
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	7
	市場事業	283	102	23	125	153	38
	と畜場事業	19	7	2	9	10	2
	駐車場事業	1	0	1	1	1	4
小計	8,002	2,881	4,266	7,147	4,321	8,291	
港湾整備事業	43	16	27	43	23	57	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	1	7	8	2	9	
小計	47	17	34	51	25	66	
計	8,049	2,898	4,300	7,198	4,346	8,357	
公営企業借換債		300	300	—	300	—	—
合計		21,590	9,025	10,306	19,331	11,262	14,155

注1) 事業等は、平成22年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として以下のとおり算定した。

・当年度分

一般会計債については地方債計画額の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の70%相当額、公営企業債については地方債計画額の40%相当額を基礎として、過去の貸付実績等を勘案し計上した。公営企業借換債については、地方債計画額の全額を計上した。

・過年度分

平成22年度に貸付けが見込まれる前年度からの繰越分を計上した。

Ⅱ 平成 22 年度の債券発行について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 平成 22 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行を組み合わせて行うこととし、平成 22 年度においては、政府保証のない公募機構債を 9,000 億円、縁故債を 4,000 億円を発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 22 年度においては、7,500 億円（うち外債 1,000 億円）を発行する予定。

3. 機構債券発行の基本的スタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した債券発行

安定的な資金調達を行っていく観点から、10 年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努める。

② 債券発行の手法

債券発行を行うに当たっては、特に 10 年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) の活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行う。

③ 多様な市場における債券発行

公営公庫時代に培った JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成 22 年 3 月及び 9 月に、上半期及び下半期の債券発行計画の公表を実施する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

Ⅲ 平成 22 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達は 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

Ⅳ 平成 22 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

今後発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために、機構職員が地方公共団体に直接出向く JFM キャラバン等を通じて地方公共団体等のニーズを十分に把握しながら、「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の 3 分野にわたり必要な支援を実施する。

なお、平成 23 年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成 22 年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」の時期と位置付け、事業を展開する。

2. 平成 22 年度における具体的な事業展開について

平成 23 年度以降の本格的な展開に向け、平成 22 年度中に地方支援業務の具体的な実施計画を策定する。

「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の 3 分野における具体的な平成 22 年度実施予定事業は以下のとおり。

(1) 「調査研究・情報提供」分野

地方債の継続的な分析及び定点観測を実施するため、国内における各地方公共団体の銀行等引受債（縁故債）等の実態に関する分析や、諸外国（米・英・仏・独・スウェーデン）の地方債に係る制度・運用（地方債市場に係るものを含む）について調査・とりまとめ等を行い、その成果を地方公共団体に対し情報提供するほか、引き続き地方公営企業に関する調査研究の成果について情報提供する。

(2) 「人材育成」分野

地方自治関係団体が地方公共団体職員に対して実施する研修会等のサポートや、平成 20 年度より実施している O J T 研修を引き続き実施するとともに、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図るため、地方公共団体の職員向けに新たな実務研修を実施する。

(3) 「資金調達に係る実務支援」分野

住民参加型市場公募地方債について、新規発行や新たな取組みを行う地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣や助成を行うとともに、地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同 I R を実施するなど、個別の地方公共団体の資金調達について、具体的な実務支援を行う。

V 平成 22 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、漸次、組織・体制の充実強化を図っていく。

2. 平成 22 年度における組織・体制の充実強化

- (1) 地方支援業務の企画及び実施体制を強化するため、経営企画部の「調査室」を改組し、新たに地方支援業務を専任する「地方支援課」を設ける。
- (2) 機構におけるリスク管理及びシステム管理の高度化等に統合的かつ的確に対応するため、経営企画部の「リスク管理統括室」を「リスク管理統括課」に拡充する。
- (3) 貸付対象の拡大に伴う貸付審査の充実、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応及び財務報告に係る内部統制の強化への対応等の観点から、民間金融機関等からの人材の積極的な登用に努めるとともに、地方三団体等とも調整し、その協力を得ながら、必要な職員確保を図る。

②平成22年度事業計画

- 1 平成 22 年度における貸付金は、1,933,100 百万円を予定している。
- 2 平成 22 年度における貸付回収金は、1,595,170 百万円を予定している。
- 3 平成 22 年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び縁故債）1,300,000 百万円、政府保証機構債 750,000 百万円、合計 2,050,000 百万円を予定している。
- 4 平成 22 年度における債券償還金は、2,244,370 百万円を予定している。
- 5 平成 22 年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、国内外の地方債に関する調査研究事業、情報提供事業及び人材育成事業等の実施を予定している。
- 6 平成 22 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,944 百万円を予定している。

③平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,482,876
貸付金	1,933,100
債券償還金	2,244,370
事業損金	304,826
事務費	2,573
支払利息	296,214
債券発行費	5,755
元利金支払手数料	284
固定資産取得費	559
その他	22
資金収入合計	4,192,303
貸付回収金	1,595,170
地方公共団体金融機構債券	2,050,000
事業益金	543,219
公営競技納付金	2,800
雑収入	1,114
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△290,574
前期末現金預け金等	1,188,081
期末現金預け金等	897,507

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれておりません。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

④平成22年度予算

平成 22 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、2,050,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成22年度 予定損益計算書

（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	544,106
資金運用収益	543,938
貸付金利息	542,999
有価証券利息	443
預け金利息	443
金利スワップ受入利息	53
役務取引等収益	133
その他経常収益	35
経常費用	310,211
資金調達費用	299,928
債券利息	299,485
金利スワップ支払利息	443
役務取引等費用	271
その他業務費用	5,481
営業経費	3,180
人件費	921
業務費	1,498
その他の営業経費	761
その他経常費用	1,351
地方公共団体健全化基金組入額	1,351
経常利益	233,895
特別利益	234,006
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	14,006
特別損失	453,643
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	233,643
当期純利益	14,258

3. 平成22年度 予定貸借対照表
(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,291,330	債券	18,322,722
有価証券	648,754	その他負債	18,515
現金預け金	248,754	賞与引当金	50
その他資産	18,097	役員賞与引当金	7
有形固定資産	2,929	退職給付引当金	199
無形固定資産	1,153	役員退職慰労引当金	73
		地方公共団体健全化基金	911,080
		基本地方公共団体健全化基金	904,252
		組入地方公共団体健全化基金	6,828
		特別法上の準備金等	3,883,574
		金利変動準備金	660,000
		公庫債権金利変動準備金	3,123,697
		利差補てん積立金	99,877
		負債の部合計	23,136,220
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	5,345
		一般勘定積立金	5,345
		管理勘定利益積立金	52,850
		純資産の部合計	74,797
資産の部合計	23,211,017	負債及び純資産の部合計	23,211,017

⑤収支に関する中期的な計画（平成22年度～平成24年度）

(単位：億円)

科 目	22年度計画	23年度計画	24年度計画
経常収益	5,440	5,370	5,330
経常費用	3,100	3,200	3,390
経常利益	2,340	2,170	1,940
特別損益	△2,200	△1,940	△1,640
当期純利益	140	230	290

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるものであります。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 22 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、 税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は平成 22 年 9 月 30 日現在で 21 兆 9,870 億円となっておりますが、そのうち 0.7% 程度の 1,487 億円は、旧公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.3%程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。平成 22 年 9 月 30 日現在の金利変動準備金は、一般勘定で 6,600 億円、管理勘定で 3 兆 165 億円、両勘定合計で 3 兆 6,765 億円となっております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。

平成22年9月30日現在のアウトライヤー比率は9.6%、デュレーションギャップは1.41年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆165億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

(参考) 平成22年9月30日現在

一般勘定	・貸付デュレーション	11.38年	・債券(資金調達)デュレーション	9.97年	・デュレーションギャップ	1.41年(前年同期比△0.47年)
管理勘定	・貸付デュレーション	7.21年	・債券(資金調達)デュレーション	4.53年	・デュレーションギャップ	2.68年(前年同期比△0.10年)
機構全体	・貸付デュレーション	7.66年	・債券(資金調達)デュレーション	5.09年	・デュレーションギャップ	2.57年(前年同期比△0.19年)

また、当機構は、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理ポリシー」、「システムリスク管理スタンダード」等を制定し、適切に運用しております。

また、当機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これ

らのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,720億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,718億円であります。また、経常費用は1,458億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,412億円であります。

この結果、経常利益は1,261億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額71億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,255億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は77億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が37億円、管理勘定が40億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆4,425億円、負債の部につきましては債券等の23兆3,674億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等750億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,975億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは3,055億円の支出となっております。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1,412億円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされており、また、同条の第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされており、

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,400,000
市・特別区	809	9,173,200
町 村	941	1,028,900
合 計	1,797	16,602,100

(平成22年9月30日現在)

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされており、

2【役員の状況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
理事	—	平沼 貞次	昭和29年 4月9日生	昭和53年4月 大蔵省入省 平成16年7月 財務省大臣官房地方課長兼財務総合政策研究所次長 平成18年7月 名古屋国税局長 平成19年5月 預金保険機構総務部長兼RCC室長 平成21年7月 国税不服審判所次長	平成22年 10月1日
理事 (非常勤)	—	疋田 慶一	昭和23年 6月1日生	昭和46年4月 北九州市入庁 平成8年4月 北九州市財政局財務部長 平成14年4月 北九州市交通事業管理者・交通局長 平成19年4月 北九州市会計室長 平成21年4月 財団法人北九州市都市整備公社理事長	平成22年 10月1日
監事	—	原 克彦	昭和30年 12月16日生	昭和54年4月 運輸省入省 平成7年8月 運輸省海上交通局外航課国際機関条約対策室長 平成14年4月 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官 平成20年7月 国土交通省関東運輸局次長 平成21年7月 国土交通省中国運輸局長	平成22年 10月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
理事	—	二宮 洋二	平成22年9月30日
理事(非常勤)	—	小玉 孝夫	平成22年9月30日
監事	—	門脇 秀一	平成22年9月30日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の中間財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に準じて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度 平成 21 年 9 月 30 日		当中間事業年度 平成 22 年 9 月 30 日		前事業年度 平成 22 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	21,845,150	93.82	21,987,044	93.79	22,030,227	95.02
有価証券		1,168,780	5.02	1,290,009	5.50	984,477	4.25
現金預け金		247,956	1.06	141,232	0.60	149,264	0.64
その他資産		18,312	0.08	20,472	0.09	17,159	0.07
有形固定資産	1	2,980	0.01	2,957	0.01	2,948	0.01
無形固定資産		853	0.00	796	0.00	921	0.00
資産の部合計	3	23,284,034	100.00	23,442,512	100.00	23,184,998	100.00
(負債の部)							
債券		18,765,647	80.59	18,661,768	79.86	18,534,475	79.94
その他負債		17,785	0.08	14,186	0.06	17,726	0.08
賞与引当金		54	0.00	51	0.00	43	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	8	0.00	7	0.00
退職給付引当金		209	0.00	204	0.00	210	0.00
役員退職慰労引当金		53	0.00	49	0.00	56	0.00
地方公共団体健全化基金		896,345	3.85	907,906	3.88	906,939	3.91
基本地方公共団体健全化基金		892,875	3.83	901,407	3.85	901,407	3.89
組入地方公共団体健全化基金		3,469	0.01	6,498	0.02	5,531	0.02
特別法上の準備金等	4	3,545,611	15.23	3,783,300	16.19	3,664,927	15.81
金利変動準備金		440,000	1.89	660,000	2.82	440,000	1.90
公庫債権金利変動準備金		2,984,345	12.82	3,016,545	12.9	3,111,043	13.42
利差補てん積立金		121,265	0.52	106,755	0.45	113,883	0.49
負債の部合計		23,225,715	99.75	23,367,475	99.99	23,124,384	99.74
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		4,163	0.02	9,618	0.04	5,834	0.02
一般勘定積立金		1,295	0.01	5,834	0.02	5,834	0.02
一般勘定中間未処分利益		2,868	0.01	3,783	0.01	-	-
評価・換算差額等		△1,163	△0.00	5,299	0.02	△1,340	△0.00
管理勘定利益積立金		38,716	0.17	43,517	0.18	39,517	0.17
管理勘定利益積立金		35,190	0.15	39,517	0.16	39,517	0.17
管理勘定中間未処分利益		3,526	0.02	4,000	0.01	-	-
純資産の部合計		58,318	0.25	75,037	0.32	60,613	0.26
負債及び純資産の部合計		23,284,034	100.00	23,442,512	100.00	23,184,998	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日		前事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		280,672	100.00	272,004	100.00	558,528	100.00
資金運用収益		280,558		271,889		558,369	
役務取引等収益		107		101		140	
その他経常収益		6		14		18	
経常費用		152,290	54.26	145,847	53.61	308,357	55.21
資金調達費用		146,978		141,258		297,347	
役務取引等費用		136		133		271	
その他業務費用		2,300		2,290		4,641	
営業経費		1,204		1,196		2,365	
その他経常費用		1,669		967		3,731	
地方公共団体健全化基金組入額		1,669		967		3,731	
経常利益		128,382	45.74	126,157	46.38	250,170	44.79
特別利益		227,628	81.10	227,128	83.50	235,010	42.08
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		220,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		7,628		7,128		15,010	
特別損失		349,616	124.56	345,501	127.02	476,315	85.28
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		129,616		125,501		256,315	
中間純利益	1	6,394	2.28	7,783	2.86	8,866	1.59

③ 【中間純資産変動計算書】

		前中間事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日	当中間事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日	前事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本				
地方公共団体出資金				
前事業年度末残高		16,602	16,602	16,602
当中間事業年度変動額				
当中間事業年度変動額合計		—	—	—
当中間事業年度末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
前事業年度末残高		1,295	5,834	1,295
当中間事業年度変動額				
中間純利益		—	—	4,539
当中間事業年度変動額合計		—	—	4,539
当中間事業年度末残高		1,295	5,834	5,834
一般勘定中間未処分利益				
前事業年度末残高		—	—	—
当中間事業年度変動額				
中間純利益		2,868	3,783	—
当中間事業年度変動額合計		2,868	3,783	—
当中間事業年度末残高		2,868	3,783	—
利益剰余金合計				
前事業年度末残高		1,295	5,834	1,295
当中間事業年度変動額				
中間純利益		2,868	3,783	4,539
当中間事業年度変動額合計		2,868	3,783	4,539
当中間事業年度末残高		4,163	9,618	5,834
出資者資本合計				
前事業年度末残高		17,897	22,436	17,897
当中間事業年度変動額				
中間純利益		2,868	3,783	4,539
当中間事業年度変動額合計		2,868	3,783	4,539
当中間事業年度末残高		20,765	26,220	22,436
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
前事業年度末残高		—	△1,340	—
当中間事業年度変動額				
中間純利益		—	—	—
出資者資本以外の項目の中間事業 年度中の変動額		△1,163	6,639	△1,340
当中間事業年度変動額合計		△1,163	6,639	△1,340
当中間事業年度末残高		△1,163	5,299	△1,340

		前中間事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	当中間事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	前事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
管理勘定利益積立金				
前事業年度末残高		35,190	39,517	35,190
当中間事業年度変動額				
中間純利益		—	—	4,326
当中間事業年度変動額合計		—	—	4,326
当中間事業年度末残高		35,190	39,517	39,517
管理勘定中間未処分利益				
前事業年度末残高		—	—	—
当中間事業年度変動額				
中間純利益		3,526	4,000	—
当中間事業年度変動額合計		3,526	4,000	—
当中間事業年度末残高		3,526	4,000	—
純資産合計				
前事業年度末残高		53,087	60,613	53,087
当中間事業年度変動額				
中間純利益		6,394	7,783	8,866
出資者資本以外の項目の中間事業 年度中の変動額		△1,163	6,639	△1,340
当中間事業年度変動額合計		5,231	14,423	7,525
当中間事業年度末残高		58,318	75,037	60,613

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	当中間事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		6,394	7,783	8,866
減価償却費		137	172	294
資金運用収益		△280,558	△271,889	△558,369
資金調達費用		146,978	141,258	297,347
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		6	8	△4
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		0	0	△0
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		6	△5	7
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		2	△6	5
地方公共団体健全化基金の増加額		1,669	967	3,731
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		△90,383	△94,498	36,315
利差補てん積立金の減少額		△7,628	△7,128	△15,010
貸付金の純増(△)減		370,137	43,183	185,060
債券の純増減(△)		△214,613	125,335	△447,921
資金運用による収入		281,665	273,169	557,974
資金調達による支出		△147,483	△141,439	△293,491
その他		△314	617	△325
営業活動によるキャッシュ・フロー		286,017	297,528	△5,520
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		2,566,000	3,033,300	5,536,800
有価証券の取得による支出		△2,859,533	△3,338,748	△5,645,665
有形固定資産の取得による支出		△6	△12	△9
無形固定資産の取得による支出		△112	△99	△463
投資活動によるキャッシュ・フロー		△293,651	△305,560	△109,338
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
公営競技納付金収入		—	—	8,576
公営競技納付金還付支出		—	—	△44
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	8,532
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△7,634	△8,031	△106,327
VI 現金及び現金同等物の期首残高		255,591	149,264	255,591
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		247,956	141,232	149,264

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
	<p>る重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>		
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	同左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>機構法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>機構法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 398 号）による改正前の地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）附則第 2 条第 7 項の規定に基づく還付を行っております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第 38 条第 1 項、第 3 項及び法附則第 9 条第 8 項、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）第 34 条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第 9 条第 9 項及び第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第 38 条第 1 項、第 3 項及び機構法附則第 9 条第 8 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「财会省令」という。）第 34 条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第 9 条第 9 項及び第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	—	—	<p>管理勘定において生じた利益については、機構法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
			定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

会計方針の変更

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用	_____	当中間事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。	_____

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 金融商品に関する注記	_____	_____	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が平成20年3月10日付けて改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなり、これまで開示が行われてきた時価情報に加え、通常は市場では売買されない金融商品の時価等の開示を行うこととなっております。そのため、当機構においても、財省令第9条の2の規定に基づき、これらの情報を「金融商品に関する注記」として開示しております。

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2. 賃貸等不動産に関する注記	—	—	<p>当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。</p> <p>なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。</p>

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成21年9月30日)	当中間事業年度末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	70 百万円	150 百万円	106 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	同左	同左
3. 担保提供資産	機構法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等	機構法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等	機構法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等

項目	前中間事業年度末 (平成21年9月30日)	当中間事業年度末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
	18,765,647百万円の一般担保に供しております。	18,661,768百万円の一般担保に供しております。	18,534,475百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に準ずるものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 同左</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>	<p>(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	<p>一般勘定 2,868百万円</p> <p>管理勘定 3,526百万円</p>	<p>一般勘定 3,783百万円</p> <p>管理勘定 4,000百万円</p>	<p>一般勘定 4,539百万円</p> <p>管理勘定 4,326百万円</p>

(金融商品関係)

※ 前中間事業年度においては、財務諸表における注記事項として記載しておりません。

I 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の間隔のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の間隔のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、
 - (1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20% 以下、
 - (2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することによ

り、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	21,987,044	23,856,686	1,869,641
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	1,290,009	1,289,980	△29
(3) 現金預け金	141,232	141,232	-
資産計	23,418,286	25,287,898	1,869,612
債券	18,661,768	19,528,882	867,113
負債計	18,661,768	19,528,882	867,113
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	5,338	5,338	-
デリバティブ取引計	5,338	5,338	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年9月30日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	899,809	899,780	△29
	譲渡性預金	390,200	390,200	-
	小計	1,290,009	1,289,980	△29
	合計	1,290,009	1,289,980	△29

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	282,500	282,500	5,338	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	80,000	80,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	519,420	399,920	※2	
為替予約等の振 当処理	為替予約	外貨預金	69,000	-	※2	
合計			950,920	762,420	5,338	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,681,737	1,539,688	1,520,632	1,501,674	1,452,738	6,203,717	6,813,932	1,272,923
有価証券								
満期保有目的のもの	1,290,009	-	-	-	-	-	-	-
預け金	141,232	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,070,470	2,082,530	2,456,560	2,358,110	1,711,350	6,599,420	1,200,236	203,139

II 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の間ギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、（1）アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、（2）デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの

軽減に努めていきます。

- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,030,227	23,213,516	1,183,288
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	984,477	984,476	△1
(3) 現金預け金	149,264	149,264	-
資産計	23,163,968	24,347,256	1,183,287

債券	18,534,475	19,056,723	522,248
負債計	18,534,475	19,056,723	522,248
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△619	△619	-
デリバティブ取引計	△619	△619	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

（2）有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国庫短期証券	379,977	379,976	△1
	譲渡性預金	604,500	604,500	-
	小計	984,477	984,476	△1
	合計	984,477	984,476	△1

（3）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	272,000	272,000	△619	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	80,000	80,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	514,900	395,400	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	60,000	-	※2	
合計			926,900	747,400	△619	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,572,195	1,581,151	1,608,111	1,512,186	1,448,990	6,166,151	6,849,565	1,291,874
有価証券								
満期保有目的のもの	984,477	-	-	-	-	-	-	-
預け金	149,264	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	債券	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070	1,908,670	6,703,240	1,122,600

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	816,780	816,737	△42	0	△42

(注)1. 時価は、当中間事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

(単位：百万円)

	金額
譲渡性預金	352,000

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成22年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	899,809	899,780	△29	-	△29
譲渡性預金	390,200	390,200	-	-	-
合計	1,290,009	1,289,980	△29	-	△29

(注)1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

Ⅲ 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	379,977	379,976	△1	-	△1
譲渡性預金	604,500	604,500	-	-	-
合計	984,477	984,476	△1	-	△1

（注）1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（デリバティブ取引関係）

項目	前中間事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	当中間事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1. 取引の状況に関する事項	<p>(1) 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップ</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 同左</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
	<p>が特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・ 金利スワップ ヘッジ対象・・・ 債券</p> <p>b ヘッジ手段・・・ 通貨スワップ ヘッジ対象・・・ 外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段・・・ 為替予約 ヘッジ対象・・・ 外貨預金の元 利金の受取</p> <p>③ヘッジ方針</p> <p>債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると思なしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を</p>		

項目	前中間事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>
2. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	当機構のデリバティブ取引には、全てヘッジ会計が適用されておりますので、注記の対象から除いております。	_____	_____

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

(平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	830,292	21,014,857		21,845,150
有価証券	1,168,780			1,168,780
現金預け金	247,956			247,956
その他資産	3,061	15,251		18,312
有形固定資産	2,980			2,980
無形固定資産	853			853
一般勘定貸		1,154,285	△ 1,154,285	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	892,875		△ 892,875	
資産の部合計	3,146,800	22,184,394	△ 2,047,160	23,284,034
負債の部				
債券	631,889	18,133,758		18,765,647
その他負債	4,352	13,432		17,785
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	209			209
役員退職慰労引当金	53			53
地方公共団体健全化基金	896,345			896,345
基本地方公共団体健全化基金	892,875			892,875
組入地方公共団体健全化基金	3,469			3,469
管理勘定借	1,154,285		△ 1,154,285	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		892,875	△ 892,875	
特別法上の準備金等	440,000	3,105,611		3,545,611
金利変動準備金	440,000			440,000
公庫債権金利変動準備金		2,984,345		2,984,345
利差補てん積立金		121,265		121,265
負債の部合計	3,127,198	22,145,677	△ 2,047,160	23,225,715
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	4,163			4,163
一般勘定積立金	1,295			1,295
一般勘定中間未処分利益	2,868			2,868
評価・換算差額等	△ 1,163			△ 1,163

管理勘定利益積立金		38,716		38,716
管理勘定利益積立金		35,190		35,190
管理勘定中間未処分利益		3,526		3,526
純資産の部合計	19,602	38,716		58,318
負債及び純資産の部合計	3,146,800	22,184,394	△ 2,047,160	23,284,034

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	20,505	282,867	△ 22,701	280,672
資金運用収益	7,890	272,668		280,558
役務取引等収益	107			107
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	479		△ 479	
地方公共団体健全化基金受取利息	12,021		△ 12,021	
一般勘定貸受取利息		388	△ 388	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		9,811	△ 9,811	
経常費用	17,637	157,353	△ 22,701	152,290
資金調達費用	3,581	143,397		146,978
役務取引等費用	3	133		136
その他業務費用	1,048	1,252		2,300
営業経費	1,135	69		1,204
その他経常費用	1,669			1,669
地方公共団体健全化基金組入額	1,669			1,669
管理勘定借支払利息	388		△ 388	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	9,811		△ 9,811	
一般勘定事務委託費		479	△ 479	
地方公共団体健全化基金支払利息		12,021	△ 12,021	
経常利益	2,868	125,514		128,382
特別利益	220,000	227,628	△ 220,000	227,628
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		7,628		7,628
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
特別損失	220,000	349,616	△ 220,000	349,616
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		129,616		129,616
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	2,868	3,526		6,394

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）
（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	2,454,719	19,532,325		21,987,044
有価証券	1,290,009			1,290,009
現金預け金	141,232			141,232
その他資産	6,745	13,726		20,472
有形固定資産	2,957			2,957
無形固定資産	796			796
一般勘定貸		951,820	△ 951,820	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	592,831		△ 592,831	
資産の部合計	4,489,292	20,497,871	△ 1,544,651	23,442,512
負債の部				
債券	1,936,399	16,725,369		18,661,768
その他負債	1,333	12,852		14,186
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	204			204
役員退職慰労引当金	49			49
地方公共団体健全化基金	907,906			907,906
基本地方公共団体健全化基金	901,407			901,407
組入地方公共団体健全化基金	6,498			6,498
管理勘定借	951,820		△ 951,820	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		592,831	△ 592,831	
特別法上の準備金等	660,000	3,123,300		3,783,300
金利変動準備金	660,000			660,000
公庫債権金利変動準備金		3,016,545		3,016,545
利差補てん積立金		106,755		106,755
負債の部合計	4,457,772	20,454,354	△ 1,544,651	23,367,475
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	9,618			9,618
一般勘定積立金	5,834			5,834
一般勘定中間未処分利益	3,783			3,783
評価・換算差額等	5,299			5,299
管理勘定利益積立金		43,517		43,517

管理勘定利益積立金		39,517		39,517
管理勘定中間未処分利益		4,000		4,000
純資産の部合計	31,519	43,517		75,037
負債及び純資産の部合計	4,489,292	20,497,871	△ 1,544,651	23,442,512

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	28,973	260,524	△ 17,223	272,004
資金運用収益	20,532	251,356		271,889
役務取引等収益	101			101
その他経常収益	14			14
管理勘定事務受託費	435		△ 435	
地方公共団体健全化基金受取利息	7,890		△ 7,890	
一般勘定貸受取利息		158	△ 158	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		8,738	△ 8,738	
経常費用	25,190	137,880	△ 17,223	145,847
資金調達費用	12,928	128,330		141,258
役務取引等費用	11	122		133
その他業務費用	1,246	1,043		2,290
営業経費	1,138	58		1,196
その他経常費用	967			967
地方公共団体健全化基金組入額	967			967
管理勘定借支払利息	158		△ 158	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	8,738		△ 8,738	
一般勘定事務委託費		435	△ 435	
地方公共団体健全化基金支払利息		7,890	△ 7,890	
経常利益	3,783	122,373		126,157
特別利益	220,000	227,128	△ 220,000	227,128
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		7,128		7,128
特別損失	220,000	345,501	△ 220,000	345,501
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		125,501		125,501
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	3,783	4,000		7,783

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）
（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	1,761,614	20,268,613		22,030,227
有価証券	984,477			984,477
現金預け金	149,264			149,264
その他資産	1,290	15,869		17,159
有形固定資産	2,948			2,948
無形固定資産	921			921
一般勘定貸		841,388	△ 841,388	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	592,831		△ 592,831	
資産の部合計	3,493,347	21,125,870	△ 1,434,219	23,184,998
負債の部				
債券	1,280,894	17,253,581		18,534,475
その他負債	2,712	15,013		17,726
賞与引当金	43			43
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	210			210
役員退職慰労引当金	56			56
地方公共団体健全化基金	906,939			906,939
基本地方公共団体健全化基金	901,407			901,407
組入地方公共団体健全化基金	5,531			5,531
管理勘定借	841,388		△ 841,388	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		592,831	△ 592,831	
特別法上の準備金等	440,000	3,224,927		3,664,927
金利変動準備金	440,000			440,000
公庫債権金利変動準備金		3,111,043		3,111,043
利差補てん積立金		113,883		113,883
負債の部合計	3,472,251	21,086,353	△ 1,434,219	23,124,384
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	5,834			5,834
一般勘定積立金	5,834			5,834
評価・換算差額等	△ 1,340			△ 1,340
管理勘定利益積立金		39,517		39,517
純資産の部合計	21,096	39,517		60,613
負債及び純資産の部合計	3,493,347	21,125,870	△ 1,434,219	23,184,998

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第 9 条第 12 項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	45,802	557,786	△ 45,060	558,528
資金運用収益	20,689	537,679		558,369
役務取引等収益	140			140
その他経常収益	18	0		18
管理勘定事務受託費	975		△ 975	
地方公共団体健全化基金受取利息	23,978		△ 23,978	
一般勘定貸受取利息		1,018	△ 1,018	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		19,088	△ 19,088	
経常費用	41,263	312,155	△ 45,060	308,357
資金調達費用	13,001	284,346		297,347
役務取引等費用	9	262		271
その他業務費用	2,185	2,456		4,641
営業経費	2,229	135		2,365
その他経常費用	3,731			3,731
地方公共団体健全化基金組入額	3,731			3,731
管理勘定借支払利息	1,018		△ 1,018	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	19,088		△ 19,088	
一般勘定事務委託費		975	△ 975	
地方公共団体健全化基金支払利息		23,978	△ 23,978	
経常利益	4,539	245,631		250,170
特別利益	220,000	235,010	△ 220,000	235,010
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		15,010		15,010
特別損失	220,000	476,315	△ 220,000	476,315
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		256,315		256,315
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	4,539	4,326		8,866

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 22 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 141,232 百万円その他であります。

その他資産 前払費用 429 百万円、未収収益 15,025 百万円（貸付金利息 14,444 百万円その他）、その他の資産 5,017 百万円（金利スワップ資産 4,897 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債 未払費用 13,658 百万円、その他の負債 520 百万円（未払金 467 百万円、リース債務 53 百万円その他）その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

当機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村 俊 克 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令（法、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令をいう。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている中間財務諸表は、独立監査人の監査を受けた中間財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。